

# 11月は児童虐待防止月間「もしかして」あなたが救う小さな手

## 児童虐待とは

児童虐待は、子どもの心身に深い傷を与えてその後の人生を左右するだけでなく、生命を奪つこともある、子どもへの最大の人權侵害です。虐待を受けると、年齢相応に成長できなかったり、精神的外傷によって大人になつてから社会生活を送るうえでの大きな負担となつたりすることがあります。

## 子どもを虐待から守るための5か条

＊おかしいと感じたら迷わず連絡(通告)

＊「しつけのつもり」は言い訳(子どもの立場で判断)  
 ＊ひとり抱え込まない(あなたにできることから即実行)  
 ＊親の立場より子どもの立場(子どもの命が最優先)  
 ＊虐待はあなたの周りでも起こりうる特別なことではない)

## 虐待を疑ったら通告を

児童虐待は、早期に発見し適切に対応することが重要です。虐待の疑いがある場合に

は、左の表の相談窓口ご連絡してください。通告しても、氏名などの情報が漏れたり、民事責任や刑事責任を問われたりすることはありませぬ。

## 要保護児童対策地域協議会

市では、虐待などを早期に発見し、適切な支援につなげるため、児童福祉・教育・保健医療機関、警察、地域の方などと協議会を構成し、子どもたちが安心して過ごせるよう活動しています。

☆詳しくは、子ども家庭支援センター ☎543 9046へ。

## 虐待を疑ったら通告を!

- ＊不自然な外傷(やけどや打撲など)がある
- ＊衣服が汚れている、元気がなく表情が暗い
- ＊虚言、万引き、家出などの問題行動を繰り返す
- ＊年齢にそぐわない性的な言動がみられる
- ＊保護者が長期不在で、いつも子どもだけにいる
- ＊登校させず、食事を与えていない
- ＊大声をあげ、子どもや家族に暴力をふるっているようすである

## ▼児童虐待に関する通告・相談

相談窓口	日 時
昭島市子ども家庭支援センター ☎543-9046	平日の午前9時～午後7時(受け付けは午後6時30分まで) ※年末年始を除く
立川児童相談所 ☎042-523-1321	平日の午前9時～午後5時 ※年末年始を除く
児童相談所全国共通3桁ダイヤル ☎189(いちばやく)	土・日曜日、祝日、年末年始を含む毎日、24時間

## 市議会これからの予定

### ◎定例会前

- ＊11月14日(月)＝総務委員協議会
- ＊11月15日(火)＝厚生文教委員会、厚生文教委員協議会
- ＊11月16日(水)＝建設環境委員協議会
- ＊11月17日(木)・18日(金)＝特別委員会
- ＊11月21日(月)＝議会運営委員会

### ◎第4回定例会

- ＊11月28日(月)＝本会議(所信表明)
- ＊11月30日(水)＝本会議(代表質問)
- ＊12月1日(木)～5日(月)＝本会議(一般質問、議案上程)
- ＊12月7日(水)＝補正予算審査特別委員会
- ＊12月8日(木)＝総務委員会
- ＊12月9日(金)＝厚生文教委員会
- ＊12月12日(月)＝建設環境委員会
- ＊12月13日(火)＝特別委員会
- ＊12月16日(金)＝議会運営委員会、本会議(委員会審査報告・採決)、全員協議会

※土・日曜日の開催予定はありません。  
 ※会議はいずれも午前9時30分から(12月16日の議会運営委員会は午前9時から、同日の全員協議会は本会議終了後)開催する予定です。  
 ※日程などは変更になる場合がありますので、傍聴を希望する方は、事前に議会事務局へ問い合わせください。  
 ※本会議については、インターネット中継(スマートフォンにも対応)を実施します。  
 ※第4回定例会の初日(11月28日)は、傍聴席において、市長の所信表明の手話通訳を行う予定です。  
 ※第4回定例会で審査を希望する請願などは、11月15日(火)の午後5時までに提出してください。  
 ※定例会後、議会運営委員会を平成29年1月中旬に開催する予定です。  
 ☆詳しくは、議会事務局へ。

## カリンを配布

市役所前の街路樹に実ったカリンを無料で配布します(1人1袋のみ)。  
 天候や害虫などの影響により収穫量が少ないため、配布は市役所本庁舎でのみ行います。

◇日時 11月11日(金)の午前9時から  
 ※なくなり次第終了します。  
 ◇場所 市役所正面出入口前  
 ☆詳しくは、管理課管理係へ。



## 国民年金に加入している方へ

### 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を11月上旬に送付

今年1月～12月に納めた国民年金保険料は、年末調整や所得申告、市・都民税申告のときに社会保険料控除として所得から差し引くことができます。

年末調整などで申告するときは、11月上旬に日本年金機構から送付される社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を添付してください。

この証明書には、9月30日までに納めた分の保険料が記載されています。10月1日～年末に保険料を納めた方は、その領収証書も併せて添付してください。家族の国民年金保険料を納めた場合は、納めた方が社会保険料控除に加えることができます。

## 東京都功労者表彰

昭島市議会議員として、都民の生活と文化の向上に貢献されました。

◎地域活動功労  
 青山秀雄さん(美堀町)

## 火災予防パレードを実施

11月9日～15日は秋の火災予防運動週間です。その一環として、昭島市消防団、昭島消防署による火災予防パレードを実施します(荒天中止)。

◇日時 11月13日(日)の午前9時30分～11時(予定)  
 ◇コース 市役所～江戸街道～奥多摩街道～江戸街道～つじが丘通り～市役所  
 ☆詳しくは、防災係へ。



## 養育家庭(ほっとファミリー)体験発表会を開催

市では、さまざまな理由で親と一緒に暮らすことのできない子どもを、養育縁組を目的とせず、家庭に近い環境で養育していただく養育家庭制度の普及啓発に努めています。



理解していただくため、実際に養育家庭として子育てしている方の話を聞く体験発表会を開催します。  
 ◇日時 11月7日(月)の午後1時30分～3時30分  
 ◇場所 市役所602・603会議室  
 ☆詳しくは、子ども家庭支援センター ☎543 9046へ。

## 全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間

人権擁護委員及び法務局職員が、女性に関わる人権問題の相談に電話で応じます。  
 ◇日時 11月14日(月)～18日(金)の午前8時30分～午後7時  
 ＊11月19日(土)・20日(日)の午前10時～午後5時  
 ◇電話番号 0570-0701810  
 ☆詳しくは、東京法務局人権擁護部第二課 ☎03-521131234へ。

## 11月12日～25日 女性に対する暴力をなくす運動

配偶者やパートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などは、女性の人権を著しく侵害するものです。そこで、国は11月25日の「女性に対する暴力撤廃国際日」までの2週間を、女性に対する暴力をなくす運動期間と定めています。  
 ☆詳しくは、男女共同参画担当へ。



▲女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

## ▼女性への暴力に関する相談

相談窓口	日 時
昭島市役所 女性悩みごと相談 ☎544-5130 ※予約制	水曜日 午後1時～4時
昭島市役所 母子・女性相談 ☎544-5111(代) ※予約制	平日 午前8時30分～午後5時
東京ウィメンズプラザ ☎03-5467-2455	土・日曜日、祝日を含む毎日 午前9時～午後9時
東京都女性相談センター ☎03-5261-3110	平日 午前9時～午後8時
東京都女性相談センター 多摩支所 ☎042-522-4232	平日 午前9時～午後4時
昭島警察署 生活安全課 ☎546-0110(代)	平日 午前8時30分～午後5時15分

※いずれも年末年始を除きます。

夜間・緊急時は、警察110番(事件発生時)、または、東京都女性相談センター ☎03-5261-3911へ。